

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

御注意

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。  
 1 黒のボールペン又はペンドで記載してください。  
 2 転勤（再就職等）により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。  
 3 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

(あて先) 北茨城市長 平成××年〇〇月△△日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者		〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 12-34567	※市町村ごと に異なります
		フリガナ カブシキガイシャ マルバツシヨウジ			宛名番号 1234	
		氏名又は名称 株式会社 〇×商事			課・係 人事課人事労務係	
		代表者の 職氏名印 代表取締役 特徴 太郎			氏名 特徴 花子	
		個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			電話 000-000-0000 (内線 123 )	
給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ スズキ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	
123456	氏名 鈴木 一郎 (旧姓)	円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	××・8・31	
生年月日 昭和 平成 50 年 1 月 1 日	140,000		円	円	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	140,000		円	円	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社	
1 月 1 日 現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1	140,000		円	円	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社	
給与の支払を受け なくなった後の住所	140,000		円	円	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
①. 異動が平成××年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 8 月 25 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
	9・20	104,400 円	104,400 円
②. 異動が平成 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	
異動者印	鈴木	.	円

一括で徴収した税額を納入する月  
 ※1月以降の退職の場合は、原則一  
 括徴収が基本となります。

「徴収不可」を選択された場合は、  
 を必ず選択してください。

氏名	続柄	1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
住所		2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)
電話		3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
		4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	〒
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入  
 する場合。  
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)  
 ↑  
 一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	※市町村 記入欄
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒319-1592 北茨城市磯原町磯原1630 北茨城市役所総務部税務課市民税係